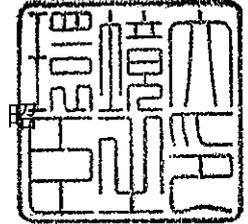


諮問 第 510 号
環水大水発第 1906193 号
令和元年 6 月 19 日

中央環境審議会会長
武内和彦 殿

環境大臣
原田 義



瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、きれいで豊かな海の確保に向けた瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

平成 27 年 10 月に施行された瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）において、瀬戸内海を多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とするため、環境保全に関する施策は、規制の措置のみならず、藻場・干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の措置を併せて講ずることや、湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行うことが位置づけられた。

また、検討条項として、改正法附則において、「政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（改正法附則第 2 項）及び「政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（改正法附則第 3 項）と規定された。

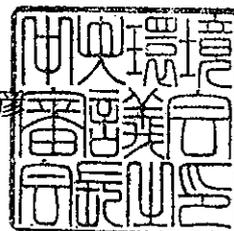
こうした状況を踏まえ、きれいで豊かな海の確保に向けた瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第 1076 号
令和元年 6 月 19 日

中央環境審議会水環境部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（付議）

令和元年 6 月 19 日付け諮問第 510 号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、水環境部会に付議する。